

(写)

事務連絡
平成31年4月22日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当 御中
中核市

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者等に係る避難支援等体制の整備について

厚生労働省では、その所掌事務について、防災に関し講ずるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定め、もって防災行政事務の総合かつ計画的な遂行に資することを目的として、「厚生労働省防災業務計画」（平成13年2月14日付け厚生労働省発総第11号）を定めています。

さる平成29年7月6日付けで本計画の修正が行われ、その内容については「厚生労働省防災業務計画の修正について」（厚生労働省発科0726第2号）でお知らせしたところですが、本計画による地域防災計画の作成に関連して、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に係る避難支援等体制について、以下のとおりお示ししますので、貴団体における体制整備の参考にしていただくとともに、都道府県にあっては管内市町村や関係機関への周知方お願いいたします。

なお、この事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

また、本内容は、関係団体向けにも周知する予定であることを申し添えます。

記

- 1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に基づき、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成することが義務付けられています。

このため、市町村において、例えば、在宅の重度障害者等、避難行動要支援者として避難支援等が必要と見込まれる者を適切に把握するとともに、地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿への掲載要件から障害者等が形式的に外れた場合であっても、自らの命を主体的に守るため、障害者等自らが、避難行動要支援者名簿への掲載を市町村へ求めることができる仕組みを検討していただきますようお願いいたします。

- 2 障害者等の居住地、障害の状態その他避難支援等に必要となる事項等は変化しうることから、これらの情報を可能な限り速やかに更新する仕組みをあらかじめ構築しておくなど、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つことができるようにしてください。
- 3 1及び2のほか、避難行動要支援者の避難行動支援については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月 内閣府（防災担当））を参考にしてください。その際、福祉、保健、医療、障害、介護等部局と防災、危機管理等部局とが緊密に連携するとともに、市町村が主体となり、地域住民はもとより、民生委員、社会福祉協議会、福祉事業者等と連携を図りつつ、また、都道府県の協力も得ながら、必要な対応をとられるようお願いいたします。

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）
（避難行動要支援者名簿の作成）

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 （略）

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

（参考）

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震において被災したA市では、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、連合自治会に対して、平時から避難行動要支援者名簿を提供するとともに、年に2回のペースで更新し、災害に備えている。

地震発生時には、市として避難行動要支援者名簿を活用した安否確認を行いながら、民生委員・児童委員等にも安否確認の協力を要請し、その報告を受けるなど、市が地域と連携の上、避難行動要支援者名簿の活用を実施した。